

十日町市監査委員公表第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成30年3月1日

十日町市監査委員 水 落 雅 史

十日町市監査委員 宮 澤 幸 子

監 査 結 果 報 告

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 文化財課・博物館、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、建設課、都市計画課
- 3 監査対象年度 平成29年度
- 4 監査の実施期間 平成29年12月1日 ～ 平成30年1月29日
- 5 監査の方法
財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に執行されているかとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかに留意し実施した。
監査は、あらかじめ指定した様式により提出された資料に基づく監査と併せて、必要により事業を指定し、関係職員の説明を求めて行った。
- 6 監査結果

(1) 文化財課・博物館

① 指定事業

「縄文文化発信事業」

「縄文・里山文化による誘客促進事業」

② 監査の結果

事務事業の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

③ 意見

国宝火焰型土器精密レプリカ製作業務委託の見積書については、算出根拠が不明瞭であったため、今後同様の事業においては詳細な算出資料を添付するよう事務改善を願いたい。3Dスキャンにより形や重さが忠実に再現されたレプリカを

「触れる国宝」として様々なイベントに有効活用し、縄文文化を国内にとどまらず世界各地に発信することを期待する。

(2) 教育総務課

① 指定事業

「中学校施設整備事業」

② 監査の結果

事務事業の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

③ 意見

今年度整備された南中学校のランチルームについては、給食室として利用するだけではなく、各種の集会やイベント会場としても有効活用していただきたい。

今年度で、体育館・武道場等の吊り天井の耐震化が終了したことから、今後は他の非構造部材（照明器具、放送器具、窓等）の耐震化についても計画的に実施し、安心安全な教育環境の構築を進めるよう要望する。

(3) 学校教育課

① 指定事業

「医療・教育連携推進事業」

② 監査の結果

事務事業の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

③ 意見

保護者と医療コーディネータ・特別支援教育相談員および学校側の三者が緊密に連携をとり、精神的ケアを必要とする児童生徒を見逃さないように今後ともしっかりと運営していただきたい。

医療機関に対する診療業務補助金については、近隣市町村の児童生徒も受診していることから、受診した市町村に応分の負担を求めるよう今後検討願いたい。

(4) 生涯学習課

① 指定事業

「市民文化ホール・十日町市中央公民館建設工事」

「新文化ホール維持管理経費」

② 監査の結果

事務事業の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

③ 意見

新文化ホールについては、利用者から設備等に関する様々な要望が出ているので、改善すべきものについては対応するようお願いしたい。

今後の指定管理移行に備え、施設の維持管理経費のデータ集積をしっかりと行い適正な価格で委託できるよう準備願いたい。

(5) 建設課

① 指定事業

「現年発生土木施設災害復旧事業費（災害債）」

② 監査の結果

事務事業の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

③ 意見

災害復旧については、住民生活への影響や市の経費負担を勘案しながら国庫補助事業とするのか単独事業にするのかを検討し、迅速な復旧対応を望む。

(6) 都市計画課

① 指定事業

「十日町地域公園整備事業」

② 監査の結果

事務事業の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

③ 意見

ほくほく線高架下駐車場については、十日町駅から鉄道定期券を利用する者に限り、割引価格で駐車場の定期利用をさせているが、利用枠に達していない。今後も定期利用者の増加が見込めない場合は、日帰り駐車場で利用される方が困らない範囲で、電車を利用しない人にも定期利用の駐車場として貸し出し、収益の増加につなげるよう検討願いたい。